

「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について、
学識経験を有する者、関係住民等、関係都県からいただいた
ご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について学識経験を有する者、関係住民等、関係都県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要毎に関東地方整備局の考え方を示しています。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 2 治水の沿革	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水の沿革について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「吉見町の御成橋付近」に鴻巣市を追記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて修正しました。
1. 3 利水の沿革	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利水の沿革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「県営排水幹線改良事業」は「県営用排水幹線改良事業」の誤りではないか。 ・ 玉淀ダムが建設されているが、この記載がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて修正しました。
1. 4 河川環境の沿革	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川環境の沿革について <ul style="list-style-type: none"> ・ 桶川市域の旧荒川流域にあたる太郎右衛門地区には、現在手つかずの自然が多く残っており、これらを生かしつつ、市民の生命を守るために、大災害に対応できる河川の整備を求める。 ・ 荒川将来像計画を考慮して記載すべき。 ・ 清流ルネッサンス 21・Ⅱにおいて、導水事業以外にも、住民が行った清掃活動や水質調査等についても記載すべき。 ・ 利根川水系の河川が記載されており誤解を招くため、適切な表現で記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川太郎右衛門地区については、自然再生推進法に基づく全国初の自然再生協議会として「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」を設立するとともに、湿地環境の再生等を行っている旨を、原案「1.4 河川環境の沿革」に記載しています。 ・ こうした取組を継続するとともに、河川の整備にあたっては、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載のとおり、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮する等、総合的な視点で推進してまいります。 ・ 将来像計画、清流ルネッサンス、河川名に関するご意見については、ご意見を踏まえて修正しました。
2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東・東北豪雨を受けての課題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨を受けて実施されている施策について、計画に反映するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受けて、平成 27 年 12 月に公表された「『水防災意識社会 再構築ビジョン』における今後概ね 5 年間で実施される主な河川整備」に示された対策について修正しました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境について <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の現状と課題を、明確に記載すべき。 ・ 表2-6に水辺の国勢調査以外の調査結果も詳細に記載すべき。 ・ 下流域の干潟が消滅しているという課題を記載すべき。 ・ 河畔林再生が課題である。 ・ 河川環境の連続性について、グラウンドやゴルフ場等が適正に配置されることなく建設されたため、自然環境の連続性が著しく失われていることを記載すべき。 ・ 荒川第一調節池は、設計段階からの工夫が少なく、元々あった自然環境の復元には至っていないことを記載すべき。 ・ 既設ダムが自然環境に大きな痛手となっていることを記載すべき。 ・ 中上流部及び玉淀湖においてカワウの営巣が広がらないよう留意すべき。 ・ 森林の涵養機能低下も記載すべき。 ・ 森林の涵養機能が重要であり、流域水循環協議会との関係を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の現状と課題については、主要な事項を区間毎に記載しています。 ・ なお、河川整備計画は、必ずしも個別の調査結果の詳細を記載するものではありません。表2-6は、河川水辺の国勢調査の代表的な結果を記載したものです。 ・ 河川水辺の国勢調査の詳細な結果については、下記に公表しています。 http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/index.html ・ 下流域の干潟が消滅しているとの趣旨のご意見に関しては、ご意見を踏まえ修正しました。 ・ 河畔林の再生に関するご意見については、原案「2.3.(2)自然環境」において高水敷の乾燥化、湿地の減少について記載しています。 ・ 自然環境の連続性に関するご意見については、河川敷の自然環境を骨格とした生態系ネットワークが形成されることが重要と考えており、広域的に良好な自然環境を保全・創出していくため、荒川を軸としたエコロジカルネットワークを構築していく必要がある旨を、原案「2.3(2)自然環境」に記載しています。 ・ 第一調節池に関するご意見については、特別天然記念物である田島ヶ原サクラソウ自生地があり、冠水頻度を変化させないようにする等、自然環境を保全する工夫を、計画段階より行っています。 ・ また、整備段階で地域の意見を取り入れながら自然保全ゾーン、親水ゾーン及び緩衝ゾーンを設定しています。 ・ 荒川上流部のダムでは、粗粒化・アーマー化等の対策として総合的な土砂管理や下流河川の環境の保全・再生を目的として、ダムへの堆積土砂をダム直下に試験的に還元を行い、土砂の掃流量、河床材

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<p>料、魚類などについてモニタリング調査を実施しているなどの工夫を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> カワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理について、引き続き関係機関と連携してまいります。 森林の涵養機能については、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載のとおり、森林や水源林の機能の保全について、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続していきます。
	6	<ul style="list-style-type: none"> 河川空間の利用について <ul style="list-style-type: none"> グラウンドは特定の団体が利用しており、排他的であり、高水敷の利用状況について利用状況毎に数値により記載すべき。 河川空間の利用に広大な敷地を占有しているゴルフ場を明記すべき。 ゴルフ場等の実態を把握し、水質や河川環境の悪化の課題として記載すべき。 自転車事故、マナーの悪化等の問題について、「新・荒川下流河川敷利用ルール」改訂等のソフト面の改善だけではなく、ハード面での対策も計画に盛り込むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川敷地の利用については、適正かつ多様な利用の推進を念頭に、定められた基準に基づき、適切に許可をしています。 河川敷池の利用状況について、河川空間の年間利用者数が約2,330万人であり利根川について全国第二位であること、スポーツの年間利用者数は約1,340万人で全国第一位であること、中流部は、スポーツグラウンド、公園、農耕地など多種多様な利用がされていること等を原案「2.3(3)河川空間の利用」に記載しています。 河川敷の利用状況については河川水辺の国勢調査によって把握しており、その詳細な結果については、下記に公表しています。 http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/index.html また、現状の土地利用に関して参考として、第2回有識者会議の現状と課題の補足説明資料において、高水敷の利用等に係る面積を、運動場等、農耕地等、宅地、その他に分けてお示ししています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000247.html 河川敷のゴルフ場の占有に関するご意見については、ご意見を踏まえて修正しました。 なお、ゴルフ場等の実態については、農薬等、使用する種類の制限、水質調査結果について報告するよう指導を行っています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観について <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保存については、引き続き関係機関と協議すること。 ・ 優れた自然の風景地の保全に配慮してほしい。 ・ 花火大会は削除すべきであり、記載するのであれば課題も記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川利用のマナーに関するご意見については、ご意見を踏まえて修文しました。 ・ 文化財については、文化財保護法に基づき、関係機関との協議を経た上で、工事実施に伴う処置として発掘調査や記録保存の措置をとることとしており、今後も法令に沿って適切に対処します。 ・ 引き続き、関係機関と連携を図り、優れた自然の風景地の保全に努めてまいります。 ・ 花火大会は、荒川流域の代表的な景観の一つとして記載しています。 ・ また、大会後には清掃を行う等、環境に配慮しながら適切に実施するよう指導を行っています。
2. 4 河川維持管理の現状と課題	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川維持管理の現状と課題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 中流部の一部区間では河床低下が生じたとあるが、構造物周辺では堆積した箇所もあり適切な表現にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「2.4 河川維持管理の現状と課題」に洪水の阻害となる土砂堆積に対し、適切に維持管理を行う必要がある旨を記載しています。
4. 河川整備計画の目標に関する事項	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の目標に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下鉄への浸水について、どのように防御するのか記載すべき。 ・ 「水環境の改善」とは具体的にどのような環境を意味しているのか具体的に示すべき。 ・ 生物多様性の保全について記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」において荒川の治水安全度の向上を図る旨を記載しています。 ・ 合わせて、原案「5.1.1(7)危機管理対策」において氾濫が生じた場合でも、被害の軽減を図るための対策を記載しています。 ・ また、原案「5.2.1(11)地域における防災力の向上」において、堤防決壊等による洪水氾濫の被害最小化を図る為、関係機関との連携を

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> 河川環境について、どのような手法で、保全、再生、創出を行うのか記載すべき。 	<p>図ることとしており、現在実施している「荒川下流タイムライン」、「荒川流域地下空間等浸水危機管理連絡会」等の取組を通じて、より一層の連携を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水環境とは、水質や水量等を指しています。 生物多様性の保全に関しては、ご意見を踏まえ、生物多様性基本法に基づく国家戦略に位置づけられている「多自然川づくり」を進めて行く旨を、案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。 なお、河川環境の整備と保全に関する具体的な整備内容は、原案「5.河川の整備の実施に関する事項」に記載しています。
4. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	10	<ul style="list-style-type: none"> 基本高水流量について <ul style="list-style-type: none"> 基本高水流量が過大である。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の検討以降、合角ダムと滝沢ダムの完成により流出計算モデルに使用する定数等の検討が可能となる流量観測地点が増え、新たな洪水データの取得ができるようになり、比較的規模の大きい洪水である平成19年9月洪水を経験しており、これらを踏まえ、流出計算モデルを構築して再現性を確認し、精度が向上する結果を得ています。 荒川の基本高水のピーク流量においては、このモデルを用いて総合確率法により年超過確率1/200となる流量として算出を行い、内水参加量を含めて岩淵地点で14,800m³/sとなることを確認したものです。 計算結果については、「荒川における新たな流出計算モデルについて」としてとりまとめ、公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000290.html
	11	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画の目標となる流量の算出方法について <ul style="list-style-type: none"> カスリーン台風は戦後間もない頃であり、山が荒れていた時の洪水のため、この洪水は用いない方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 流出計算モデルは昭和56年以降の洪水データの中から比較的大きな22洪水のデータを用いて設定しており、森林を含め近年の土地利用状況が反映されているものと考えています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> 近年の洪水データのみを使用すべき。 カスリーン台風は、利根川では 1/200 程度であり、荒川でも同様の確率となる。 計画論の一貫性を保つために 3 日雨量が妥当であるが、時刻雨量データの蓄積による適切な時間単位の検討を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> なお、この流出計算モデルにより昭和 22 年 9 月洪水の降雨分布を用いて流出計算を行った結果、岩淵地点の流量が 11,900m³/s（内水参加量を見込む）となったものです。 計算結果については、「荒川における新たな流出計算モデルについて」としてとりまとめ、公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000290.html 荒川においては、昭和 22 年 9 月洪水（カスリーン台風）の基準地点岩淵における流量の年超過確率は総合確率法により評価して概ね 1/100 程度です。 時刻雨量データを蓄積し、検討を進めてまいります。
	12	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画の目標となる流量の規模について <ul style="list-style-type: none"> 目標流量は過大である。 目標は平成 11 年洪水で十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国のいわゆる直轄管理区間の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目的として目標流量を設定していることが多く、荒川の重要性を考慮して、戦後最大洪水である昭和 22 年 9 月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水を目標としたものです。 なお、支川入間川については、近年の洪水で大規模な浸水被害をもたらした平成 11 年 8 月洪水を目標としています。
	13	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画の流量図について <ul style="list-style-type: none"> 荒川整備計画流量図に、荒川第一調節池だけでなく、第二、第三、第四調節池についても記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて修正しました。
4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標	14	<ul style="list-style-type: none"> 河川環境の整備と保全に関する目標について <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全に「整備、再生、創出」を追加すべき。 生物多様性の観点を追記すべき。 河川整備基本方針に記載されている内容について、 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の事項に応じて、保全、再生、創出の記載をしています。 生物多様性の保全に関しては、ご意見を踏まえ、生物多様性基本法に基づく国家戦略に位置付けられている「多自然川づくり」を行っていく旨を、案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>原案から抜けているものがあるが、河川整備計画においてはこれらをより具体的に記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標を具体化する工事についての記載がないため、整備手法を具体的に記載すべき。 ・ ダム貯水池について、可能な限り抑制とあるが、具体的にどのようにするのか記載すべき。 ・ 河川空間におけるユニバーサルデザインとはどのようなものか、具体的に示すべき。 ・ 「水質汚濁が著しい区間」が不明であり、そのような区間が現状としてあるのか疑問である。現状と課題において記載がないこと、水質改善に係る取組であることから修正すべき。 ・ 下水道が水質汚濁の主要原因のように読み取られる可能性があるため、「水質環境基準に満たない区間においては、関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図り、さらなる水質改善に努める。」に修正すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って中期的な整備の計画を定めるものであり、必ずしも河川整備基本方針に記載された内容全てを網羅するものではありません。 ・ また、より具体的に記載すべきというご意見については、河川環境は変化に応じて順応的に対応していくことが重要との認識から、学識経験者等の意見を聴きながら順応的に対応してまいります。 ・ なお、河川環境の整備と保全に関する具体的な整備内容については、原案「5.1.3 河川環境に整備と保全に関する事項」に記載しております。 ・ ダム貯水池における具体的な対策については、原案「5.1.3(1)水質保全対策」に記載しています。 ・ 誰もが安心して河川に親しめるよう配慮されたものが、河川空間におけるユニバーサルデザインであり、原案「5.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」に、その旨を記載しています。 ・ 水質汚濁が著しい区間に関するご意見については、ご意見を踏まえて修正しました。 ・ なお、荒川の水環境については、下水道事業が重要であるため、記載しています。
5. 河川の整備の実施に関する事項	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の整備の実施に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と治水・利水・防災機能と同義としてとらえられない。「環境の保全と両立した機能が発揮できるような効果的な施策の検討をし、実施する。」と修正すべき。 ・ 治水・利水・環境の総合的な視点で整備を実施すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と、治水や利水とは、必ずしも対立する構造ではなく、治水、利水、環境それぞれの目標が調和しながら達成されることが重要であり、その趣旨がより伝わりやすくなるよう、修正しました。 ・ 河川整備計画は、河川工事の目的・種類・施行の場所等を定めるもので、事業費を定める性格の計画ではありません。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に治水工事を行う際に、環境と連動した取組となるようにする仕組みを記載すべき。 ・ 整備計画の予算額を示すべき。 ・ コスト削減の考え方や代替案について示すべき。 ・ 第一調節池の評価を記載し、調節池が、治水、利水、環境に役立つ社会資本となるというのを示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考までに原案の作成時点において、計画段階評価で示した、「調節池を中心とする治水対策案」の事業に要する費用は約3,500億円です。 ・ なお、治水対策の具体的な事業については、現在の予算規模の状況などを考慮し、実現可能性を確認しています。 ・ コスト削減等については、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しています。 ・ 調節池を中心とする治水対策に関しては、目標を達成する代替案とコストや環境影響等の観点で比較を行い、最も有利な案と評価されたものです。 ・ 第一調節池については、治水効果について原案「1.2 治水の沿革」に、荒川第一調節池の完成により一定の洪水調節容量を確保している旨を、利水効果について原案「1.3 利水の沿革」に荒川の水への需要の増大に対応して、荒川調節池総合開発事業により水源を確保した旨を、記載しています。 ・ また、環境保全については、ご意見を踏まえ案「1.4 環境の沿革」及び案「2.3(2)自然環境」にサクラソウ自生地が保全されている旨を記載しました。
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「河川工事の目標」は「河川工事の目的」の誤りであるため、文章全体を修正すべき。 ・ 工事の着手前に環境に関する研究・検討を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川工事の目標に関するご意見については、ご意見を踏まえて修文しました。なお、河川工事の目的については、それぞれの対策毎に記載しています。 ・ 河川工事の着手にあたっては、河川水辺の国勢調査等の基礎情報の収集・整理を行い、調査結果を河川整備等の実施時に活用する旨を、

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事後の自然環境についてのモニタリング等を行うことを明記すべき。 ・ 個別事業毎に環境対策について記載すべき。 	<p>原案「5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリングに関するご意見については、ご意見を踏まえて、工事後に必要な応じモニタリングを行う旨を、案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。 ・ また、個別事業毎の環境への配慮や対策については、今後検討してまいります。 ・ さらに、ご意見を踏まえ「多自然川づくり」を行っていく旨を、案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。
5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画の整備手順とその考え方を示すべき。 ・ 荒川左岸側の整備については、右岸側整備に遅れることなく推進してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備手順については、首都圏を抱える下流部の治水安全度向上を進めつつ、抜本的な対策として中流部の調節池の整備を優先して取り組む旨を、原案「5.1 河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しています。 ・ なお、整備にあたっては上下流・左右岸のバランスを踏まえながら、段階的かつ着実に河川整備を推進してまいります。
	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の大きな水害から堤防整備は進めるべき。 ・ 堤防の堤脚水路の設置についても計画に記載をしてほしい。 ・ 築堤等によって、表土の有している堤防環境の生物多様性が損なわれることがないよう、表土の生物学的 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.1 1) 堤防整備」に記載しています。 ・ 具体的な施設設計については、現地の状況を踏まえ検討し実施します。 ・ なお、河川堤防は長大な延長を有する重要な治水施設であり、その機能を確保する構造とすることが必要です。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>及び物理的特性を把握し、新技術等多様な手法を活用し、保全・復元すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築堤工事は、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮しながら実施するとともに、工事実施後には必要に応じてモニタリングを行う旨を、案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。 ・ また、ご意見を踏まえ、河川整備にあたっては、「多自然川づくり」を行う旨を案に記載しました。 ・ さらに、整備にあたっては、新技術の開発や活用の可能性を検討する旨を、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しています。 ・ なお、荒川上流事務所管内においては、築堤工事を実施する際に、試験的に堤防の表土を移植する取組について検討を行っているところです。
	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河道掘削について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川区域に生息している動植物等、生物の多様性についての配慮も追加すべき。 ・ 河道掘削のやり方でも、環境へ良い影響を与える場合もあるので、そういった積極的な記載をしても良いのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河道掘削に限らず、生物多様性の保全に配慮した動植物の生息・生育・繁殖の場の確保等を図る旨を、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しています。 ・ なお、河床変動、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するとともに、継続的な観測を実施しつつ、その結果を踏まえて適切に行う旨を、原案「5.1.1(1)2)河道掘削」に記載しています。
	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規洪水調節池の整備に関するご意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調節池の増設は無用であり削除すべき。 ・ ゼロメートル地帯を浸水被害から守るため、調節池等の整備が必要である。 ・ 関係機関との調整について、どのような視点で調整するか具体的に明示すべき。 ・ 調節池における調査の内容を明示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の目標である、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるためには、洪水調節施設の整備や河道の流下能力を向上させる対策が必要です。 ・ 当該目標に対し、安全に流下させることが可能となる複数の対策案を検討し、調節池を中心とする対策が最も有利との結果を得ました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係施設に影響があるおそれがある場合には関係機関と調整の上、整備を行う旨を記載すべき。 ・ 地域住民や学識経験者、また新技術の開発及び調査等あらゆる手法を活用して工事を行うことを望むと同時に本計画にその旨を記載すべき。 ・ 参考資料に効果量が記載されているが、30年の段階的整備も示すべき。 ・ 参考資料の調節池について、現況がわかりやすくなるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この検討の結果は、「荒川調節池群改修事業を含む荒川における治水対策の結果段階評価」としてとりまとめ、公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000290.html ・ 調節池の整備に当たっては、現地の詳細な測量や、環境調査等の必要な調査及び検討を行うとともに、整備後の自然環境の保全や快適な河川空間の利用、適切な維持管理がなされるよう、関係者の意見を聴きながら検討を進めていく旨を、原案「5.1.1(1)5洪水調節容量の確保」に記載しています。 ・ 確かな水理情報と信頼性の高い洪水解析法を用いて、中流部の特徴である広大な高水敷や横堤による洪水調節池機能を適切に評価するとともに、連続する調節池群を整備した場合の洪水調節効果等を的確に把握することが重要と考え、その旨を、原案「5.1.1(1)5洪水調節容量の確保」に記載しています。 ・ 新技術の開発については、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しています。 ・ 関連施設に影響があるおそれがある場合については、ご意見を踏まえて修正しました。 ・ 参考として、整備計画完了後の下流での効果量を原案に記載しています。 ・ 表記が分かりづらいというご意見については、修正しました。
	21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規洪水調節池を整備することによる河川環境への影響に関するご意見 ・ 調節池の整備は豊かな自然を破壊する。 ・ 調節池の整備により生態系を豊かにする仕組みを記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調節池の整備に当たっては、整備後の自然環境の保全や快適な河川空間の利用、適切な維持管理がなされるよう、関係者の意見を聴きながら検討を進めていく旨を、原案「5.1.1(1)5洪水調節容量の確保」に記載しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 調節池の整備は広範囲に生態系へ影響する。 ・ 「現に河川敷に形成されている多様な生物の生息環境」は、その環境の配慮だけであるため、「河川区域に生息している動植物及び生物の多様性等」についての配慮も追加すべき。 ・ 「多様な河川空間の利用等に配慮」は削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調節池整備の影響については、法令等に基づく環境影響評価を実施する予定です。 ・ また、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」にも記載のとおり、「生物多様性の保全に配慮した動植物の生息・生育・繁殖の場の確保」を目標としています。 ・ さらに、原案「2.3.(3)河川空間の利用」に記載のとおり荒川の河川敷は首都圏における貴重なオープンスペースとして多様に利用されており、河川空間の適正な利用を増進することも重要と考えています。
	22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁架替について ・ 京成本線荒川橋梁架替事業を早期に完成させ、治水安全度の向上を図っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京成本線荒川橋梁については、橋梁管理者と共同で架替を行います。施行の場所として原案「5.1.1(1)3)橋梁架替 表 5-3」に記載しています。
	23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格堤防の賛否に関するご意見 ・ 高規格堤防整備は不要であり削除すべき。 ・ ゼロメートル地帯を守るため、高規格堤防整備は必要である。 ・ 高規格堤防整備は部分的にしか完成していないため、ほとんど治水効果がない。 ・ 高規格堤防は膨大な事業費を要する等のため反対である。 ・ 高規格堤防の整備は地元住民の生活に多大な影響を与える。 ・ 高規格堤防は氾濫時の避難場所とは成り得ず、避難場所が必要であれば安価に建設すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格堤防の必要性や施行の区間については、原案「5.1.1(4)超過洪水対策」に記載しています。 ・ 高規格堤防事業の整備については、「人命を守る」ということを最重要視して、「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」に限ることとしています。 ・ 荒川の下流部のゼロメートル地帯等には、密集した市街地が広がっており、洪水や高潮によりひとたび堤防が決壊すると、多くの方が亡くなるなど壊滅的な被害が発生する可能性があります。このような区域では、堤防の決壊を回避するため、高規格堤防の整備が必要であると考えています。 ・ 高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施することとしています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水の際に救援救助の基地となるため、高規格堤防は必要である。 ・ 高規格堤防のみならず開発される土地を盛土し高台避難地を設置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格堤防は、既につながっている堤防を強化するものであり、河川水の越流、浸透等に対する最善の強化手法であり、ひとつの区間が整備されただけでもその区間における堤防の安全性が格段に向上します。 ・ また、幅の広い高台を確保できるため、洪水時の水防活動の拠点や避難場所等として活用することが可能になります。 ・ さらに、堤防上には良好な住環境を提供することが出来るなどの多面的な効果が発揮されます。 ・ なお、河川の整備にあたっては、引き続きコスト縮減に努め、実施していきます。
	24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防強化について ・ 荒川下流部の堤防強化対策は高規格堤防のみであり無責任ではないか。 ・ 高規格堤防より堤防強化を優先すべき。 ・ 低コストの堤防強化工法を導入すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川下流部の堤防は、河川堤防設計指針等で定められる機能をすでに概ね確保しております。 ・ なお、荒川下流部は、人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間として5.1.1(4)超過洪水対策において、高規格堤防整備に係る施行の区間に設定しています。 ・ 堤防の強化は重要であり、低コストで浸透、侵食、越水などへの耐久性を向上させる手法については引き続き検討します。
	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波遡上対策について ・ 耐震・液状化対策の実施について、「必要に応じて」を削除し、「対策を行う」と記載すべき。 ・ 液状化対策や、ゼロメートル地帯の堤防の地盤改良など、地震対策に注意を払ってほしい。 ・ 地震・津波遡上対策については、M7クラスの地震が発生することを前提にした対策とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震・液状化対策については、耐震性能の照査結果を踏まえ地震後の洪水・津波により河川の水位が上昇し浸水被害が発生する範囲を考慮し対策を行うこととしています。 ・ 河川管理施設の耐震・液状化対策やゼロメートル地帯の堤防を対象とした大規模地震への対策を実施する旨を、施行の場所とともに原案「5.1.1.(5)地震・津波遡上対策」に記載しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 内水対策への取組に重点を置くべき。 ・ 石川樋管、柏原樋管の整備について、内水対策を検討し、計画へ位置付けてほしい。 ・ 一級河川「江川」の荒川合流点における内水対策について配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調節池等の本川の水位低下対策と並行して、内水対策についても発生要因等について調査を行い、関係機関と調整した上で必要に応じて実施してまいります。 ・ また、その旨を原案「5.1.1(6)内水対策」に記載しています。 ・ 堤防整備に伴い改築が必要となる水門、樋門・樋管等については、関係機関と調整の上、施行を行ってまいります。
	27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 西遊馬地区河川防災ステーションが荒川航路の人や物資の輸送拠点として活用できるよう、船着場からステーションまでの輸送経路の確保を検討してほしい。 ・ 現在計画されている防災ステーションの工事において、生物多様性への対応が不足しており、個別に記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川防災ステーションは、原案「5.1.1(7)危機管理対策」に記載のとおり、災害時において河川管理施設保全活動、緊急復旧活動、水防活動等を円滑に行う事を目的として、整備するものです。 ・ 河川工事における、生物多様性への対応については、ご意見を踏まえ、多自然川づくりを行い総合的な視点で推進する旨を、案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。 ・ 具体的な施設の計画・施工については、必要に応じて関係機関と調整した上で実施してまいります。
5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川環境の整備と保全に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性国家戦略にある内容を記載すべき。 ・ 種の移動はしないというスタンスで河川環境に取り組むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全に関しては、ご意見を踏まえ、生物多様性基本法に基づく国家戦略に位置づけられている「多自然川づくり」を進めて行く旨を、案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。 ・ 河川が本来有している生物の生息・成育・繁殖環境及び多様な河川環境の保全・創出を進めていく旨を、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しています。
	29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活史を支える環境とは何か、何処にどのような環境及び手法で確保するのかを具体的に記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活史を支える環境とは、生きもの的一生における生活のあり様を支える環境のことであり、手法についてはご意見を踏まえ、案

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> 調節池の増設場所は、中流域のエコロジカル・ネットワークの核であり、この地域を中心とした具体的なネットワークの概要を記載すべき。 	<p>「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調節池群の整備にあたっては、流域に広がるエコロジカルネットワーク形成に資するよう、検討を進めてまいります。
	30	<ul style="list-style-type: none"> 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備について 河川利用は、河川環境の破壊に繋がることもあり、自然環境保護を前提にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川空間の適正な利用を増進することも重要であり、原案「2.3(3)河川空間の利用」に記載のとおり、荒川の河川敷は首都圏における貴重なオープンスペースとして多様に利用されています。 また、河川敷の利用にあたっては、自然環境に配慮しながら河川敷の秩序ある利用の促進を図ります。
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	31	<ul style="list-style-type: none"> 河川の維持の目的、種類及び施行の場所について 環境調査結果を十分踏まえることを記載すべき。 維持管理について生物多様性に配慮する記載をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の維持管理に当たっては、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を行い、動植物の生息・生育・繁殖環境等の基礎情報として活用する旨を、原案「5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しており、環境調査結果を十分踏まえた、管理を実施していきます。 生物多様性についてはご意見を踏まえ、生物多様性基本法に基づく国家戦略に位置づけられている「多自然川づくり」を進めて行く旨を、案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しました。
5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	32	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項について コスト削減に努め、の後に、「コストについて精査し、代替案も含めて検討し、生物多様性に配慮しつつ」と入れるべき。 事業の優先順位を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の維持管理にあたっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともにコストの削減に努める旨を原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しています。 また、生物多様性基本法に基づく国家戦略に位置づけられている「多自然川づくり」を進めて行く旨を、案「5.河川の整備の実施に関する事項」に記載しました。 各施設の有する機能を維持するとともに、状態把握、状態の分析・

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<p>評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に維持管理を実施し、また、長寿命化計画に基づき計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進する旨を、原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しています。</p>
	33	<p>・ 河道の維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイクル型維持管理により生物の多様性が向上するよう管理を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物の多様性の向上については、生物多様性基本法に基づく国家戦略に位置づけられている、「多自然川づくり」を進めて行く旨を、案「4.河川整備計画の目標に関する事項」及び案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しました。 ・ また、調節池に限らず、河川の維持管理あたっては、「サイクル型維持管理により効果的・効率的に行う。」旨を、原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しています。
	34	<p>・ 水門、排水機場等の維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流水改善水路調節堰付近では、土砂堆積が生じて対策に苦慮しているので、適切な対応をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原案「5.2(3)水門、排水機場の維持管理」の施行の場所に記載のとおり、流水改善水路調節堰について適切に維持管理を実施してまいります。
	35	<p>・ 許可工作物の機能の維持について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載内容が指導に偏っているため、河川管理者が支援するような施策も検討してほしい。 ・ 樋詰橋の冠水対策について、周辺農家や周辺住民の使用が多いことから安全対策や利用面に配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可工作物の機能の維持については、河川法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置された工作物は施設管理者が許可条件に基づいて維持管理を行うことになっていることを踏まえ、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行う旨を、原案「5.2.1 (7) 許可工作物の機能の維持」に記載しています。 ・ 河川区域内の許可工作物の安全対策等については、今後とも当該工作物の管理者等と調整を行いながら適切に対応します。
	36	<p>・ 各主体が連携した災害対応の体制等の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川下流タイムラインについて、地域住民に周知していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川下流タイムラインについては、荒川下流タイムライン（試行案）の運用等を通じて得られた知見を踏まえ、関係者一体型タイムラインを策定するとともに、これらの取組を周知する旨を案

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			「5.2.1(11)10各主体が連携した災害対応の体制等の整備」に記載しました。
	37	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な避難のための対策について <ul style="list-style-type: none"> 自助・共助・公助と言われるが、地域での取組等の共助が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での取組については、自主防災組織の結成等、地域の自主的な取組を促すとともに関係地方公共団体と連携し支援に努める旨を案「5.2.1(11)9防災意識の向上」に記載しました。
	38	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な土砂管理の推進について <ul style="list-style-type: none"> 調査、検討を行い維持管理を行うとすべき。 堆積土砂の移動については、河川占用工作物の管理に支障となり利水者の大きな負担となっていることから、維持管理のコストについて、最も効果的な方法を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については、総合的な土砂管理の観点で河道の維持に努める事としており、そのために必要な調査・研究を行う旨を、原案「5.2.1(12)総合的な土砂管理の推進」に記載しています。 占用工作物については、その維持管理を含めて施設管理者が実施するものと理解しています。 維持管理のコストに関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。
5. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	39	<ul style="list-style-type: none"> 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> 「利根川等との連携を図りつつ広域的な低水管理を行う」という表現については、利水流量の調整ができるという誤解を生じることから、表現を改めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 利根川からの導水量についても、把握しながら低水管理を行っているため、「利根川等と連携を図る」という記載をしています。 なお、「広域的な低水管理」に、利根川水系との流量の調整を行う意図は含まれておりません。
5. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	40	<ul style="list-style-type: none"> 水質の保全について <ul style="list-style-type: none"> 「新たな指標による水質の評価等を実施し」とは抽象的なため削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな指標による水質の評価は、透視度や水のおおい等、「今後の河川水質管理の指標について（案）」に示されている指標を意図しています。
	41	<ul style="list-style-type: none"> 動植物の生息・生育。繁殖環境の保全について <ul style="list-style-type: none"> 河川水辺の国勢調査を含め、過去の調査結果を公表するとともに、より良い河川行政を行うための基礎 	<ul style="list-style-type: none"> 「河川水辺の国勢調査」等の調査結果については、動植物の生息・生育・繁殖環境等の基礎情報として活用するとともに市民団体、学

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>資料とする旨を記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川水辺の国勢調査だけでは不十分である。 ・ 「外来種被害防止行動計画」(平成 27 年 3 月 26 日 環境相、農林水産省、国土交通省)に定める国の役割に基づき、適切に対応すべき。 ・ 国土交通省外来種対策の手引きを活用する記載をすべき。 ・ 現状の自然環境が更に良好となるような記載をすべき。 	<p>識経験者、関係機関が有する環境情報等と合わせて情報の共有化を図り、河川整備等の実施時に活用する旨を、原案「5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、河川水辺の国勢調査の詳細な結果については、下記に公表しています。 http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/index.html ・ 原案「5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」の「「河川水辺の国勢調査」等」に関しては、河川水辺の国勢調査以外にも、必要に応じて工事箇所の事前現地調査などを実施している趣旨で記載しています。 ・ 外来種については、外来種被害防止行動計画等に基づき、適切に対応してまいります。 ・ なお、外来種対策に限らず、個別の手引きの名称等を網羅的には記載していません。また、個別の工事において事前対応として外来種対策を行う場合は、「河川管理上の支障がある場合」に含まれるものと認識しています。 ・ 自然環境について、より良好な自然環境となるよう、河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に行う旨を、原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しています。
	42	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川空間の適正な利用について ・ 高水敷は多様に利用されており、相互の立場を理解する場が必要である。 ・ 知水資料館と駐車場を含め、指定管理者制度等活用してはどうか。 ・ 防犯上の観点から、堤防上に街灯を設置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載のとおり、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指してまいります。 ・ 指定管理制度に関するご意見については、占有者へ伝えると共に、占有者から指定管理者制度の活用について話があった際は、検討さ

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> 河川利用者が緊急的に避難できる施設を整備すべき。 	<p>させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> その他のご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	43	<ul style="list-style-type: none"> 水面の適正な利用について 荒川下流域においても東京オリンピック・パラリンピックまでに水上バスを運行すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用船着場等が災害時に安全かつ確実に機能するよう、航路確保のための浚渫を行うとともに、これら施設の水上交通等の平常時利用を促進する旨を、原案「5.2.3(4) 水面の適正な利用」に記載しています。
	44	<ul style="list-style-type: none"> 景観の保全について 地域の歴史・自然を象徴するものについては保存すべき。 地域住民と連携した景観づくりを記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(5)景観の保全」に記載しています。 住民、企業、行政と連携し、賑わい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出する取り組みを行う旨を、原案「5.1.3(3)人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備」に記載しています。
	45	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄対策について 地域住民、団体と連携し河川の美化活動を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を支援する等の取組を、原案「5.2.3(7)不法投棄対策」に記載しています。
6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理	46	<ul style="list-style-type: none"> 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理について 流域水循環協議会と連携する記載をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、流域水循環協議会が設置された際は、流域連携を図ってまいります。
6. 3 ダムを活かした水源地域の活性化	47	<ul style="list-style-type: none"> ダムを活かした水源地域の活性化について 両水源地域ビジョンの推進のため、平成 27 年度から「荒川ビジョン推進協議会」が活動しているので明記してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現段階で策定されている推進すべき計画について記載しており、個別の協議会名については記載していません。
その他	48	<ul style="list-style-type: none"> 原案の表現について 河川整備計画の目標に、目指す、努めるはなじまない表現であり修文すべき。 河川整備計画に努めるはおかしい。維持するに修正 	<ul style="list-style-type: none"> 記載の項目毎に、河川管理者の関わり方が異なるため、項目毎に適切な記載をしております。 なお、「市民団体」という記載については、「河川における市民団体

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討する、努めるは作成する、把握する、行うに修正すべき。 ・ 「推進を図る努力を継続する。」を「推進する。」に修正すべき。 ・ 「市民団体」を「地域住民団体」に修正すべき。 	<p>等との連携方策のあり方について」(平成12年12月 河川審議会答申)を参考にしております。</p>
	49	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の手続きについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出者の意見等に回答を示すべき。 ・ 有識者会議は全面公開されるべき。 ・ ずさんな計画を短期間に作成すべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント等により頂きましたご意見等に関しましては十分に検討を行い、必要に応じて原案に修正を加えたうえで、本資料において関東地方整備局の考え方を整理し、お示ししました。 ・ 会議の傍聴方法については、会議ごとに定めています。 ・ 荒川水系河川整備計画有識者会議では、議事内容の透明性を確保するために、別室でのテレビ傍聴による公開及び、議事録や会議資料の公開等を行って参りました。 ・ 荒川水系河川整備計画については、学識経験を有する者、関係する住民、地方公共団体からご意見を聴きながら策定作業を進めて参りました。 ・ 平成27年2月に荒川河川整備計画有識者会議を立ち上げ、荒川の現状と課題についてご意見をいただいたうえで河川整備計画（骨子）をお示ししました。 ・ それに対し学識経験を有する者、関係する住民、地方公共団体からいただいたご意見の内容を十分に検討し、平成27年11月に荒川水系河川整備計画（原案）をお示ししました。 ・ さらにその後、原案についていただいたご意見の内容を十分に検討した上で、「荒川水系河川整備計画（案）」を作成しました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の早期実現について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の整備の早期完成による治水安全度向上を図っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画を策定し、河川整備計画に基づき、治水安全度向上を図ってまいります。
	51	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤記（誤謬・脱漏）は修正すべき。 ・ 決壊箇所の応急対策は矢板を使用しているが、本復旧で矢板は抜かないのではないか。 ・ 河川砂利については、民間事業者が採掘して持ち出せるよう、「砂利等の採取に関する規制計画」の見直し等を含め検討してほしい。 ・ 自然環境に関する研究、検討、モニタリング等を行う機関を設けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて修正しました。 ・ 二重矢板による仮締め切りは、堤防を本復旧するまでの仮設の堤防であり、堤防の本復旧が完了すれば、仮締め切り時に設置した矢板を引き抜くものです。 ・ 河川における砂利等の採取は、治水上又は利水上支障を生じない場合に限り許可できるものです。 ・ 現在の荒川及び支川の河床は近年安定化傾向にあるため、砂利採取を全面禁止としています。 ・ 新たな機関の設置に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。